

2-1 県内の騒音環境基準地域類型・基準値、特定工場等の規制区域・規制基準及び要請限度の区域区分との関係（概要）

騒音に係る環境基準			騒音特定工場等の規制区域及び規制基準				振動特定工場等の規制区域及び規制基準 (L10 等)	要請限度に係る区域の区分					
地域区分	類型及び基準値 (LAeq)	地域の範囲 (相当する地域 (用途地域の定めがないが指定された地域) を含む)	種別	時間区分 (時)	許容限度 (dB) (LA5 等)			自動車騒音		道路交通振動区域区分及び要請限度 (L10 の平均値)			
					法	条例		区域区分	要請限度 (LAeq)				
専ら住居の用に供される地域	A 昼間 6~22 時 55dB 夜間 22~6 時 45dB	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第 1 種区域	昼間 8~18	50	50	第 1 種区域 昼間 7~19 時 60dB 夜間 19~7 時 55dB	a 区域	1 車線道路	昼間 6~22 時 65dB 夜間 22~6 時 55dB	第 1 種区域 昼間 7~19 時 65dB 夜間 19~7 時 60dB		
				朝 6~8 夕 18~22	45	45				2 車線以上道路		昼間 6~22 時 70dB 夜間 22~6 時 65dB	
				夜間 22~6	45	45		b 区域	1 車線道路			昼間 6~22 時 65dB 夜間 22~6 時 55dB	
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第 2 種区域	昼間 8~18	55	55				2 車線以上道路		昼間 6~22 時 75dB 夜間 22~6 時 70dB	
主として住居の用に供される地域	B 昼間 6~22 時 55dB 夜間 22~6 時 45dB	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		第 2 種区域	朝 6~8 夕 18~22	50	50	第 2 種区域 (工業専用地域を除く) 昼間 7~19 時 65dB 夜間 19~7 時 60dB	c 区域		車線を有する道路	昼間 6~22 時 75dB 夜間 22~6 時 70dB	第 2 種区域 昼間 7~19 時 70dB 夜間 19~7 時 65dB
			夜間 22~6		45	45							
			近隣商業地域 商業地域 準工業地域		第 3 種区域	昼間 8~18	60			65			
						朝 6~8 夕 18~22	60			65			
夜間 22~6	50	55											
相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	C 昼間 6~22 時 60dB 夜間 22~6 時 50dB	工業地域 工業専用地域	第 4 種区域	昼間 8~18	70	70							
				朝 6~8 夕 18~22	70	70							
				夜間 22~6	60	65							

騒音環境基準特例（道路に面する地域）

- ・ A 地域のうち 2 車線以上の道路に面する地域：昼間 60dB，夜間 55dB
- ・ B 地域のうち 2 車線以上及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域：昼間 65dB，夜間 60dB
- ・ 幹線道路近接空間：昼間 70dB，夜間 65dB（屋内への透過：昼間 45dB，夜間 40dB）

要請限度特例（幹線道路近接区域）

2 車線以下敷地境界から 15m，2 車線超 20m：
昼間 75dB，夜間 70dB

(関係告示)

- ・ 騒音に係る環境基準について：平成10年環境庁告示第64号
- ・ 騒音に係る環境基準の類型の指定：平成11年県告示第149号，各市告示
- ・ 騒音の規制に関する定め：昭和48年県告示第171号，各市告示
- ・ 振動の規制に関する定め：昭和53年県告示第58号，各市告示

【騒音の評価量，測定場所及び測定方法】※基準により，騒音の評価量（測定値を統計処理して算出）は異なります。

区分	評価量	測定場所	測定方法
騒音に係る環境基準	等価騒音レベル	L_{Aeq}	<p>個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価。</p> <p>この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。 2 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。 3 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。 4 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。 <p>なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。</p>
(法・条例) 騒音特定工場等の規制基準	90%レンジの上端値等	L_{A5} 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。 2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
(法) 特定建設作業騒音の規制基準		特定工場等の敷地境界線上	
(条例) 音響機器音の規制基準		特定建設作業の場所の敷地境界線上	
自動車騒音要請限度	等価騒音レベル	L_{Aeq}	<p>道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合、道路の敷地境界において行い、測定の高さは、原則1.2m</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。 2 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。 3 原則として日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定する。（避けられない場合は補正）